

特定建設作業に伴い発生する騒音振動の規制

(1) 区域の区分

	騒音規制法に基づく区域	都市計画法の区域の目安
①の区域	第1種区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域
	第2種区域	第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域
	第3種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域
	※第4種区域のうち、学校園、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームの周囲概ね80mの区域	
②の区域	※第4種区域	工業地域、工業専用地域（※①の区域除く）

(2) 規制に関する基準

		騒音の基準	振動の基準	適用除外
騒音又は振動の大きさ	基 準 値	8 5 デシベル	7 5 デシベル	—
	測定位置	敷地境界		
作 業 時 刻	①の区域	午後 7 時～翌日午前 7 時の時間内にないこと		イ・ロ・ハ・ニ
	②の区域	午後 1 0 時～翌日午前 6 時の時間内にないこと		
1 日あたりの作業時間	①の区域	1 0 時間／日を越えないこと		イ・ロ
	②の区域	1 4 時間／日を越えないこと		
作 業 期 間		連続 6 日を越えないこと		イ・ロ
作 業 日		日曜日その他の休日でないこと		イ・ロ・ハ・ニ・ホ

【適用除外】

- イ 災害その他非常事態の発生により緊急を要する場合
- ロ 人の生命・身体の危険防止のために必要な場合
- ハ 鉄道・軌道の正常な運行確保のため必要な場合
- ニ 道路法による占用許可（協議）又は道路交通法による使用許可（協議）に条件が付された場合
- ホ 変電所の工事であって必要な場合